

「麗澤大学障がい学生支援方針」

2023年4月1日改定

■基本理念

麗澤大学（以下「本学」という。）は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）に基づき、学生の障がいの有無及びその程度によって分け隔てることなく、大学に係る全ての者が、相互に人格と個性を尊重しながら、ともに学び合う大学を目指す。

■支援対象

支援の対象となる「障がいのある学生」とは、「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定される身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があり、それらの障害及び社会的障壁*により、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者（障害者手帳の有無は問わない）で、本学に入学を希望する者及び在籍する学生とする。

*「社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを言う。」（障害者基本法第2条第2号）

■支援方針

本学は、基本理念に従い、障がいのある学生に対して以下の方針に基づく支援を行う。

- (1) 障がいを理由に受験を断念することがないように努める。
- (2) 障がいを理由に修学を断念することがないように修学機会の確保に努める。
- (3) 修学権利が学生本人にあることを踏まえ、学生の要望に基づいた調整を図るように努める。
- (4) 支援の範囲は、入試、授業、試験、課外活動、キャリア形成、その他大学行事への参加等、大学教育に関する事項とする。
- (5) 「情報の保障」「円滑なコミュニケーション」「試験・評価方法」などにおける配慮や考え方を障がいのある学生及びその保護者等に伝え、理解を得るよう努める。
- (6) 学生が安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、学内のバリアフリー化に努める。

■合理的配慮に基づく支援

本学は、障がいのある学生が本学において教育を受け、学生生活を過ごすにあたり生ずる社会的障壁の除去を希望した場合、その障がいの特性や社会的障壁の具体的内容に応じ、本学と障がいのある学生双方の建設的対話による相互理解を通じて、合理的配慮に基づく支援を可能な限り行う。

■支援体制

大学事務局内に障がい学生支援課を設置し、学内外の関係部署と連携しながら全学的な支援体制を強化するとともに、学生・教職員の意識啓発及び専門性の向上に努める。

<障がいのある学生支援に関する本学における相談窓口>

- 障がいのある学生支援全般に関する相談：障がい学生支援課
- 入試・入学までの相談：大学入試・広報課
- 修学支援に関する相談：教務・国際交流課
- 学生生活に関する相談：学生課
- 進路に関する相談：キャリアセンター
- 健康に関する相談：健康支援センター（診療所）
- 困りごと・悩みごとに関する相談：学生相談室

<麗澤大学>

[お問い合わせフォームは
こちらから](#)